

平成21年7月10日

輸出貿易管理令の一部を改正する政令について

大量破壊兵器等及び通常兵器の不拡散の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理会合において規制すべき対象のリストが合意されております。

我が国では、この国際合意リストを踏まえ、対象とされた貨物を外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下「輸出令」という。）に規定することによって規制の対象とし、国内法令上の担保が行っているところです。

本政令は、平成19年末の国際輸出管理会合における合意を踏まえ、輸出に際して経済産業大臣の許可を受ける義務を課す貨物を新たに指定するものです。

1. 改正の概要について

国際合意リストにおいて、新たに規制対象とすることとされたターボプロップエンジン（4の項（3））、半導体基板の材料となる物質（7の項（22））、簡易爆発装置の除去のための装置等（14の項（10））について、輸出に際して経済産業大臣の許可を要する貨物として、輸出貿易管理令別表第1に追加する改正を行う。

2. 今後の予定

公	布	平成21年7月15日
施	行	平成21年10月1日

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局安全保障貿易管理課長 佐藤

担当者：黒田課長補佐、高木係長

電 話：03 - 3501 - 1511（内線：3271）
03 - 3501 - 2800（直通）

輸出貿易管理令の一部改正について

国際合意に基づき、輸出に際して経済産業大臣の許可を受ける義務を課す貨物として、ターボプロップエンジン、半導体基板の材料となる物質、簡易爆発装置の除去のための装置等を新たに指定するもの。

1．輸出貿易管理令について

国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる特定種類の貨物の輸出の管理を行うため、外国為替及び外国貿易法に基づき、国際輸出管理レジームで合意された品目については、輸出に際して経済産業大臣の許可を受ける義務が課されている。当該義務の対象となる貨物の種類は、輸出貿易管理令別表第1において個別に指定されている。

2．政令の改正内容について

平成19年11月のMTCR（ミサイル関連貨物技術輸出規制）総会及び同年12月のワッセナー・アレンジメント総会において、新たに規制対象とすることが合意されたターボプロップエンジン、半導体基板の材料となる物質、簡易爆発装置の除去のための装置等について、輸出に際して経済産業大臣の許可を要する貨物として、輸出貿易管理令別表第1に追加する改正を行う。

3．スケジュールについて

閣 議 平成21年7月10日
施 行 平成21年10月1日